行政評価シート(事後評価)

]-[事務事業			MZ		所管		
5	-1-5	児童·母·	子・婦人	相談室運営	事業			部生活福祉課	
	事務事業	業の目的							根拠法令等
事務事業	社会の変動に伴い多様化する家庭の問題に対し、児童の福祉の向上を図るため、カウンセリング等							□ 法律 等 □ 条例·規則 ☑ 政令·省令 □ 要綱·要領	
		事業内容·実施方法等/補助の概要:補助団体の概要(団体名·団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の 概要(国·都基準の有無·対象者拡大の有無·上乗せ補助額·市単独補助額)等							
の概要	児童養育に関する家庭問題を抱える市民に対して、カウンセリング等専門的な技術を要する家庭相談員が問題解決 にあたる。								
	事業開始	時期	12	年度	実施形態	態 ✓ 直営[□委託 □補助 □]その他 ()
		項	目		単位	17年度	18年度	19年度	20年度
	事業費(/	A)				29	16	31	93
	財国庫	· 支出金·都 ·-	3支出金						
	源 地方(責 			千円				
事業	内その作訳)		20	16		03
費	-	財源 			人	0.01	0.01	0.01	93 0.01
1	所要人員	₹(B) C)=平均約	^ □ ∨ (R	,\	チ円	0.01	82	0.01 82	82
タ	,	ら)=平均約 員等賃金(`)	千円	2,523	2,310		2,604
		(D)=(A)+((可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可			千円	2,523	2,408	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2,779
		(<i>D)=(A)+(\</i> こりコスト	J)T(U)		117	۷,00 .	2,700	2,00	2,1.0
	平世当76 (E)=(D)/		勤務日勤	数)	千円	11	11	11	11
		活動等	等指標		単位	17年度	18年度	19年度	20年度
	勤務E	数		実績値	日	244	229	245	243
		*V=0 #L/	// a	実績値					I
評	(指標の説明・数値変化の理由 など) 家庭相談員が勤務した日数								
価									
指標		成果	指標		単位	17年度	18年度	19年度	20年度
の	— 次 ^{相談(}	牛数		目標値	件	700	500		500
設定	沃			実績値	件	953	432	753	
Æ	二 次			目標値 実績値					

	相談を行なった件数 平成17年度までは家庭相談員の窓口応対件数、平成18年度以降は家庭相談員による相談件数								
	十八八	午及まし	ld 豕庭1	旧談貝の心	דוניגטיו וו	-剱、干风10十皮	以降は豕庭怕畝!	見による怕砂汁奴	
事業環境等	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)			. —	特になし				
	都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)			☑ 上 各市家庭相談員を設置している市は少な〈、母子自立支援員と婦人相談員を兼ねている市も多い。当市は、子育て支援課母子自立支援員、生活文化課婦人相談員と、3課どこでも相談を受けられる体制となった。					
	代替・類似サービスの有無			☑ 有□ 無	保健所、児童相談所等連携機関においても同様の相談業務を行っている。				

コード	事務事業名	所管部課
コード 5-1-5	児童·母子·婦人相談室運営事業	福祉部生活福祉課

【一次評価】

検証項目	ランク		一次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、 今後改善すべき点等
事業の優先 度(緊急性)	3	事業の優先 度(緊急性) 3	□拡充	本事業は、家庭内に問題を抱え、児童の 養育等が困難な者に対し、専門的な知識と 経験を持った家庭相談員が相談にあたり、
事業の 必要性	3	市民ニーズ 2 の把握 2 1	☑ 継続実施	家庭が崩壊しないように様々な関係機関と 連携を密にしサポートを行う大変重要で困
事業主体 の妥当性	2	受益者負担 の適切さ 事業主体 の妥当性	□改善・見直し	難な事業である。 平成19年度の組織改正により、母子自立 支援員、婦人相談員、家庭相談員が兼務
直接のサービ スの相手方	1	事業内容等 直接のサービ の適切さ スの相手方	□抜本的見直し	でなく設置され整備された。 課題としては、関係機関とのより密な連携
事業内容等 の適切さ	3		□休止	である。
受益者負担 の適切さ	1		□廃止	
市民ニーズ の把握	2			

【二次評価】

検証項目	ランク		二次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、 今後改善すべき点等
事業の優先 度(緊急性)	2	事業の優先 度(緊急性)	□拡充	相談内容からすると専門的、高度なスキルを必要とする人材の安定的な確保と配置が重要である。そのような人材を継続的に
事業の 必要性	3		☑ 継続実施	確保する手法として、社会福祉法人やNPO の人材活用について研究していくことも必
事業主体 の妥当性	2	市民ニーズ 事業の の把握 必要性	□改善・見直し	要である。 また、二庁舎体制による窓口対応として配 置している点についても、今後一元化に向
直接のサービ スの相手方	1	受益者負担 事業主体	□抜本的見直し	けて検討する必要がある。
事業内容等 の適切さ	2	の適切さの妥当性	□休止	
受益者負担 の適切さ	3	の適切さ スの相手方	□廃止	
市民ニーズ の把握	2			

【行革本部評価】

行革本部評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
☑ 拡充	平成19年7月の組織改正で整備した相談窓口であり、相談業務の専門性を高めるための人材確保の 方策については、社会福祉法人やNPOの活用も含めて調査研究されたい。
□改善・見直し□抜本的見直し	
□休止 □廃止	